



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

No.296

2023
Apr.

4

The Kizuna

<https://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
関西障害者定期刊行物協会
編集人：奈良県自閉症協会
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。



一九九六年五月一日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

3月末、福井テレビで、『ある家族の格闘と葛藤「強度行動障害」日本の福祉制度の不備とは?』という番組が放映され、福井県自閉症協会の会員のお子さんご夫婦が紹介されていました。その中で、父親の英樹さんが、「大悟の場合、(障害が)重度ではなく、支援に手がかかる。それを理由に契約してもらえなかった、利用させてもらえなかった事業所がたくさんあった」また、「重度の障害者と手のかかる障害者は全然別。重度の人を支援する制度はあるが、手のかかる障害者を支援する制度は日本には一切ない」というセリフがありました。このことは私たち奈良県にも当てはまる内容です。一般に、「重度の障害者」とは、身体的または知的な障害により、自立した生活ができないほど重い障害を持っている人を指します。具体的には、重度の身体障害を持ち、移動や身の回りのことを自分で行うことができない人や、知的障害により常に支援が必要な人などが該当します。一方、「手のかかる障害者」とは、身体的な障害や疾患、発達障害などにより、常に介助や支援が必要な人を指します。例えば、車椅子生活を送る人や、われわれ自閉症スペクトラム障害(ASD)を持つ人などが該当します。重度の障害者も、手のかかる障害者も、それぞれ支援が

必要な人たちですが、状況やニーズによって異なることに注意が必要です。重度の障害者は、身体的な介助や医療的なケアが必要な場合がありますが、手のかかる障害者は、コミュニケーションの支援や行動面での支援が必要な場合があります。重度の障害者と手のかかる障害者への施策については、日本では、重度の障害者や手のかかる障害者への支援を目的として、以下のような施策があります。障害者総合支援法：この法律は、障害者が自立した社会生活を営むための支援を目的として制定されました。具体的には、障害者の就労支援、生活支援、医療・介護支援、福祉施設の整備などが含まれます。障害者自立支援法：この法律は、障害者が自立した生活を送るために必要な支援を行うために制定されました。具体的には、障害者の社会参加の促進、居住支援、訓練支援などが含まれます。障害者雇用促進法：この法律は、障害者の就労機会の拡大と雇用環境の整備を目的として制定されました。具体的には、障害者雇用の義務化、職場環境の整備、障害者就労支援施設の整備などが含まれます。障害者差別解消法：この法律は、障害者に対する差別を解消し、社会参加を促進することを目的として制定されました。具体的には、障害者に対する差別行為の禁止、アクセシビリティの確保、情報提供の義務化などが含まれます。これらの法律や施策により、重度の障害者や手のかかる障害者に対する支援が進められています。ただし、課題や問題点もあるため、今後も改善や充実が必要とされています。わが国の重度の障害者や手のかかる障害者に対する支援には、以下のような問題点があります。支援の不足：重度の障害者や手のかかる障害者に対する支援が不十分であることがあります。介護職員の不足や、福祉施設の定員不足が背景にあることがあります。転換支援の不備：重度の障害者や手のかかる障害者は、生活状況が変化した際にも支援が必要です。しかし、転換支援の体制が整っていなかったり、手続きが煩雑だったりすることがあるため、支援が滞ることがあります。障害者差別の存在：重度の障害者や手のかかる障害者は、社会的に差別や偏見を受けることがあります。就労や教育などでの差別や排除、アクセシビリティの確保不足などが挙げられます。認知度の低さ：重度の障害者や手のかかる障害者に対する理解や認知が不足していることがあります。障害者に対する偏見や無理解が根強く残っていることが、支援の遅れや不備につながる場合があります。これらの問題点に対して、支援を充実させるための取り

セシビリティの確保、情報提供の義務化などが含まれます。これらの法律や施策により、重度の障害者や手のかかる障害者に対する支援が進められています。ただし、課題や問題点もあるため、今後も改善や充実が必要とされています。わが国の重度の障害者や手のかかる障害者に対する支援には、以下のような問題点があります。支援の不足：重度の障害者や手のかかる障害者に対する支援が不十分であることがあります。介護職員の不足や、福祉施設の定員不足が背景にあることがあります。転換支援の不備：重度の障害者や手のかかる障害者は、生活状況が変化した際にも支援が必要です。しかし、転換支援の体制が整っていなかったり、手続きが煩雑だったりすることがあるため、支援が滞ることがあります。障害者差別の存在：重度の障害者や手のかかる障害者は、社会的に差別や偏見を受けることがあります。就労や教育などでの差別や排除、アクセシビリティの確保不足などが挙げられます。認知度の低さ：重度の障害者や手のかかる障害者に対する理解や認知が不足していることがあります。障害者に対する偏見や無理解が根強く残っていることが、支援の遅れや不備につながる場合があります。これらの問題点に対して、支援を充実させるための取り

組みや、社会全体での意識改革が早急に求められます。なお、先の福井のテレビ番組動画は福井放送のホームページ現在（4/18）掲載されており見ることができます（7分の動画）
河村

https://www.fukui-tv.co.jp/?post_type=fukui_news&p=162171&page=1



特別児童扶養手当について

の情報を日本自閉症協会今井副会長から頂きました。

<内容> 障害児を育てる保護者に支給される国の「特別児童扶養手当」で、自治体によって支給の判定にばらつきがあることから、厚生労働省は精神・知的・発達障害について判定の指針（ガイドライン）を定める方針を固めた。2024年度以降に導入する見通し。

同手当は都道府県と政令指定都市が判定事務を担っているが判定に大きな格差があり、不公平が生じていることが以前から問題になっていた。審査する各自治体の判定医の個人差などが要因とみられる。特に発達障害の判定基準が曖昧で、ばらつきが指摘されていた。

厚労省の研究班（代表・本田秀夫（ほんだ・ひでお）信州大教授）

が、指針作成に向け22～23年度の2年間で調査研究を進めている。厚労省は研究班が作る指針案の妥当性を確認し、自治体への周知や準備期間を経た上で導入する考え。精神・知的・発達障害の支給判定を巡っては、前身の研究班が20年度に行った実態調査で格差が裏付けられていた。他の障害種別を含めた厚労省の統計データによると、21年度に岩手県では審査した全ての申請が認められた一方、横浜市では63%が却下され、大きな差が生じている。特別児童扶養手当は、20歳未満の障害児を持つ親ら養育者に支給される。所得制限があり、受給者は2022年3月末現在、約25万5千人。22年度の支給額は障害の重い順に1級で月5万2400円、2級で3万4900円。費用は全額国が負担する。申請は診断書などの書類を

市区町村に提出、都道府県と政令指定都市それぞれの判定医が支給の可否や等級を決める。審査は書類のみ。判定医が単独で判断するため、個人の裁量で左右されやすいという問題が指摘されている。



日本の特別支援教育とインクルーシブ教育の問題点

国連は、日本の障害者に対する人権保護について、インクルーシブ教育に関する法律が実施されていないとして批判を行っています。日本の障害者が権利を行使するためには、不十分な支援であると指摘しています。また、一部の学校での特別支援教育において、障害者に対する差別やいじめが発生していることも懸念しています。国連は、日本政府に対して、障害者の人権保護に関する法律の改善、障害者に対する差別の撤廃、適切な支援の提供などを求めています。日本の障害を持つ子供たちに対する教育において、適切な支援を提供することを求めています。2018年に国連の委員会が行った調査では、日本の障害を持つ子供たちに対する教育において、障害を持つ子供たちのニーズに適切に対応する

ための教員の訓練や、特別支援教育に必要な資源の提供などに課題があると指摘しています。さらに、日本のインクルーシブ教育には、以下のような問題点が指摘されています。

市町村単位での教育体制：日本のインクルーシブ教育は、市町村単位で実施されており、それぞれの地域で教育体制や支援内容が異なるため、子どもたちの受ける支援に格差が生じているとの指摘があります。教員の不足と専門性の不十分：インクルーシブ教育を実施するためには、障害の種類や症状に応じた教育方法を知る必要がありますが、日本の教員の専門性が不十分との指摘があります。また、教員の不足も問題で、特別支援教育教員の確保が課題となっています。学校のバリアフリー化の不十分：日本の学校のバリアフリー化が不十分であるため、車

イスや支援犬を使用する子どもたちが、学校に入ること自体が困難であるという事例があると指摘されています。一般教育と特別支援教育の間の境界線が不明確：日本のインクルーシブ教育は、一般教育と特別支援教育を併せた教育体制であるため、どの程度までが一般教育で、どの程度からが特別支援教育であるか、境界線が不明確であるとの指摘があります。児童生徒の自己肯定感の低下：特別支援教育クラスに在籍している子どもたちの自己肯定感が低下する可能性があるという指摘があります。また、クラス分けによって「普通」と「特別」に分かれることによって、子どもたちの間で差別やいじめが生じることがあるという指摘もあります。これらの問題点に対して、日本ではより良いインクルーシブ教育の実現に向けた取り組みが求められています。

世界のインクルーシブ教育と日本の違いにはいくつかの点があります。目的の違い：多くの国々では、インクルーシブ教育は障害のある子どもたちが同じ学校で同じ教育を受けられるようにすることを目的としています。しかし、日本では「多様な個性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指す」というように、教育だけでなく社会全体の問題として位置づけられています。評価の仕組みの違い：多くの国々では、インクルーシブ教育は特別支援教育とは異なり、学生の評価は通常のカリキュラムと同じ基準で行われます。しかし、日本では、特別支援教育の学生には、自分に合った評価基準が設けられています。教師の養成の違い：多くの国々では、特別支援教育の専門家や教師が、インクルーシブ教育を担当します。しかし、日本では、全ての教師が、特

別支援教育の知識とスキルを持ち、インクルーシブ教育を行うことが求められています。システムの違い：多くの国々では、インクルーシブ教育は法律によって義務付けられています。しかし、日本では、インクルーシブ教育は法的義務ではなく、ガイドラインや政策指針に基づいて推進されています。以上のように、世界のインクルーシブ教育と日本のインクルーシブ教育には、目的、評価の仕組み、教師の養成、システムなど、多くの違いがあります。(河村)

大和郡山市では 4月2日、郡山城天守台ブルーライトアップが行われました。大和郡山市発行の広報誌「つながり」3月号では、自閉症や発達障害について広く市民のみなさんに知ってもらうことを目的に、郡山城天守台でブルーライトアップ

をしますと、全市民に紹介されました。大和郡山市のブルーライトアップの取り組みは2019年の郡山城天守台整備事業の完成以来毎年欠かさず続いています。奈良県自閉症協会ではブースを設け、啓発パンフの配布と、自閉症啓発デーの説明アナウンスを行いました。啓発デー当日は3月24日から4月7日まで開催された第62回大和郡山お城まつりの期間だったので、おおくの市民の皆様が満開のさくら見物かねて天守台を訪れ、自閉症の啓発に耳を傾けてくれました。市の職員さんを通じて上田大和郡山市長からメッセージをいただきました。

奈良県自閉症協会
理事長 河村舟二 様

今年も、郡山城天守台が「癒し」と「希望」を意味するブルーにライトアップされ、そのもとで自閉症をはじめとする発達障害の理解に対する思いや願いを同じくする方々が数多くお集まりのことと存じます。

昨年11月10日、郡山城跡は国史跡に指定されました。その国史跡の天守台で開催されるブルーライトアップが、自閉症などに対する私たち一人ひとりの理解を深める上で、大きな力になることを願ってやみません。

いつもご協力いただきありがとうございます。毎年、参加させていただいてきたのですが、本日はどうしても都合がつかず、誠に申し訳ありません。

本日の催しが、新たな出会いやふれあいの場となることを期待し、メッセージといたします。

令和5年4月2日
世界自閉症啓発デーの日に

大和郡山市長 上田 清

世界自閉症啓発デー in 大和郡山お城まつり2023 ~ ご協力ありがとうございました。

今月も4月2日には大和郡山市のご協力を得て、満開の桜のお城まつり会場で、ライトアップ・ブルーを実施していただきました。また、当会内外の当事者ご家族、奈良県発達障害者支援センターていあーさんのお力添えで、啓発活動としてリーフレット配布、場内に啓発アナウンスのご協力をしていただきました。

この日は日曜日とも重なり、お城まつりの人出も、屋台も、イベントもコロナ前以上に賑わい、青いライトに浮かぶ夜桜は幻想的で足を止め

る方がたくさんおられました。

啓発活動のボランティアにお集まりいただいた皆様、ありがとうございました。来場者へのお声掛けやアナウンスの力強く思いのこもった言葉は、夜空に響いていました。誰もが、自分らしく安心して暮らせるように、と。心より感謝申し上げます。(湯浅)



きました。その集大成が本展で、ホームを出ての展覧会開催は初の試みです。いろいろなテーマ、今までの展示+αが会場にあふれます！ WAKU WAKUするよう、のびやかな作品たちをぜひ直接ご覧下さい！とのことでした。

「ひまわり」が展示されていました。奈良磯城郡三宅町にある障がい者福祉施設「ひまわりの家」に通うメンバーが、おもしろい視点や感覚で魅力的な作品を生み出しています。ひまわり美術部は2015年の家が元気にアート活セプトにス初は施設内の仕事や生部を使って年に一度のはみんなでききました。その集大成が本展で、ホームを出ての展覧会開催は初の試みです。いろいろなテーマ、今までの展示+αが会場にあふれます！ WAKU WAKUするよう、のびやかな作品たちをぜひ直接ご覧下さい！とのことでした。

ひまわり美術部展 WAKU WAKU ART

<https://www.library.pref.nara.jp/gallery/3995>



「奈良県障害のある人及びその家族等に
生涯にわたりつながり続ける
障害福祉の推進に関する条例」について

令和5年3月

奈良県 福祉医療部 障害福祉課

本日お話しすること

1. 「福祉の奈良モデル」

奈良県人と人及び人と社会がつながり
支え合う地域福祉の推進に関する条例

2. 奈良県障害のある人及びその家族等に
生涯にわたりつながり続ける障害福祉の
推進に関する条例

●「福祉の奈良モデル」について
奈良新「都」づくり戦略 2023 p81より
(60)日本一福祉の進んだ地域を目指す「福祉の奈良モデル」の構築

ここまで良くなりました

「福祉の奈良モデル」の考え方に基づく取組を実施するため、令和4年3月に「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」を制定するとともに、「第4期奈良県地域福祉計画」を策定し、市町村と協働・連携して包括的な支援体制の整備に取り組むこととしました。

令和4年10月には、葛城市、宇陀市、田原本町と「人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進にかかる協働・連携に関する包括協定」を締結し、対話を通して、市町村の実情に応じた、包括的な支援体制の整備に向けた取組を先駆的に進めています。

- 市町村向けトップセミナーを開催し、「福祉の奈良モデル」構築に向けた機運を醸成
- 市町村における福祉の奈良モデルの構築に向けた取組の実践を支援
- コミュニティーソーシャルワーカーの養成と活動を支援



市町村向けトップセミナー（左：基調講演、右：協議の様子）

もっと良くするために

引き続き、「福祉の奈良モデル」の構築に向けた機運の醸成を図り、包括的な支援体制の整備に向けた協働・連携の取組を県内全域に広げていきます。

協定を締結した市町村と対話を重ね、包括的な支援体制の整備を進めます。

- 市町村向け説明会の実施等による、包括的な支援体制の整備に向けた機運の醸成
- 市町村における福祉の奈良モデル実践支援
 - ・市町村との協定締結
 - ・市町村の実務者による意見交換会の実施
 - ・市町村における包括的な支援体制の整備にかかる取組への財政的支援
 - ・コミュニティーソーシャルワーカーの養成及び市町村における活動支援
- 「福祉の奈良モデル」推進フォーラムの開催
- 包括的な支援体制の整備におけるデジタル技術の活用を検討



【前掲の図の把握から適切な支援へつなぐ仕組みのイメージ図】

さらに、福祉の奈良モデルの支援の仕組みを基本として、障害のある人やその家族等に寄り添いつながり続ける支援体制の基本的な考え方や、既存の資源の活用方針などについて定める「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」を令和5年3月に制定し、障害福祉分野における支援のより一層の推進を図ります。

令和5年度予算案 39百万円、令和4年度2月補正予算案 7百万円

●福祉の奈良モデルについて
基本となる考え方

① 困っている人を誰一人排除せず助ける

② 地域の限られた人的、物的資源を活用して地域社会が困っている人を支える

③ 県と市町村が連携して寄り添い型福祉モデルを構築する

●奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例の制定について

令和4年3月、県の地域福祉に関する基本的な考え方を示す条例を制定しました。

条例制定の背景

- 日本の社会保障は、家族がその構成員を支えることを重視しつつ、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉等の分野ごとの制度が発展し、専門的な支援が提供されるようになりました。
- しかし近年、人口減少、少子高齢化が急速に進み、地域でのつながりが薄くなり、家族や地域住民による支え合いや助け合いの力が弱まっています。
- また、ライフスタイルや社会の多様化により、8050、ダブルケア、ひきこもり、ごみ屋敷などの複雑な課題が顕在化し、誰にも悩みを相談できず、社会から孤立してしまうケースも出てきており、課題を抱える人に寄り添い、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援が必要とされています。

条例の目指すもの

- 県、市町村、関係機関等が連携し、困りごとを抱える人に寄り添う意識を持ち、地域の多様な資源を最大限活用し、困りごとを包括的に受け止め、困りごとを抱える人を支え、人と人及び人と社会のつながりを確保し、誰もが社会の一員として役割と生きがいを持ち、支え合い、安心して生活することができる日本一福祉の進んだ地域を目指します。

3

●奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例の制定について

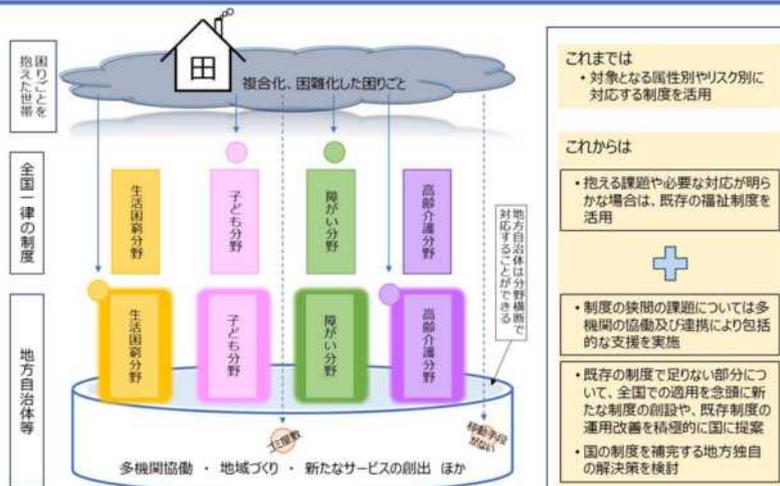
主な規定事項

- 県民の抱える困りごとを把握し、適切な支援につなぐ仕組みの構築（第七条）
 - ・ 県民やその世帯が抱える困りごとに関する相談を、丸ごと受け止める仕組み
 - ・ 県民やその世帯が抱える多様な困りごとについて、さまざまな関係機関が連携し、解決に向けた適切な支援を検討する仕組み
 - ・ 複雑でさまざまな困りごとを抱えている県民やその世帯に対し、支援を届けるために関わり続ける仕組み
 - ・ 地域における県民同士の交流を促進し、地域社会の活性化につなげる仕組み
- 地域福祉を推進する人材の育成・確保等（第八条）
- 市町村と県が協働で仕組みを構築（第十一条）
 - ・ 取組を進めるにあたり、市町村と県が協定を締結することができる
 - ・ 市町村が実施する施策について、協定に基づき助言、財政支援等を実施する

4

●世帯が抱える困りごとの把握に向けた分野横断での取組について

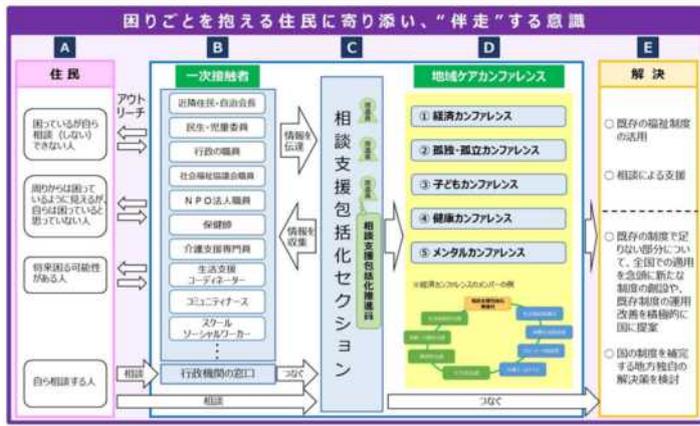
世帯が抱える複合化、困難化した困りごとや制度の狭間の課題に対して支援を行うために、既存の全国一律の福祉制度に加え、地方自治体において、庁内連携及び多機関の協働により包括的な支援を実施することが求められています。



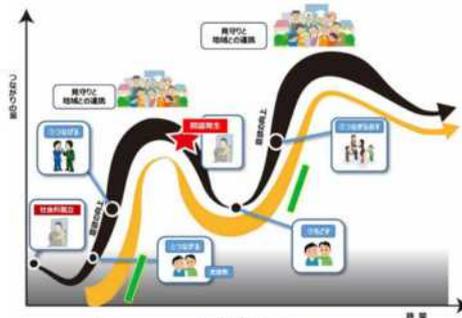
5

● 困りごとを解決に導く具体的な仕組みについて
イメージ図

県では、「地域住民の困りごとを把握し、適切な支援につなぐ仕組み」について検討を進めてきました。市町村において包括的な支援体制を整備するにあたり参考にしていただくため、その仕組みの具体的なイメージをご紹介します。



● 寄り添い、「伴走」するイメージについて



➢ 一番上の曲線は本人の人生を表し、緑の太さは「意識」を表します。地域社会との関わりが浅くなるにつれて太くなり、少なくなると細くなります。
 ➢ 下の曲線は本人と支援者のつながりの強さを表し、緑の太さは、地域社会との関わりが浅くなるにつれて細くなりますが、切れることはありません。
 ➢ 短い間は課題解決支援を表し、支援者は課題解決に向けた支援を行うと同時に、自立解決のための併走支援を続けます。

- 支援のプロセス ～専門職の3つの働き～
- ① つながり (= 支援者が本人とつながる)
 - ・ アウトリーチ
 - ・ 関わりたい心へのアプローチ、信頼関係の形成
 - ② つながり (= 本人と地域社会との関わりを促す)
 - ・ 伝え込まない→地域の住民や活動へのつながり
 - ・ つながりを広げる→地域づくり、本人が役割をもつ
 - ・ つながりやすい環境もある→本人主体、本人利益の尊重
 - ③ 暮らし、つながりをおさる (= 本人と地域社会との関わりを再構築する)
 - ・ ゆるやかな見守り、地域との連携
 - ・ 再び本人が問題を抱えたり、あるいはつながり問題が生じたりするなどの第2、第3の危機(を早期に発見し、自立状態へと導くことのないよう)を支援する。

奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例 概要

1. 条例制定の趣旨

- 奈良県では、日本一福祉の進んだ地域をめざすため、昨年3月に制定した「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」で示した福祉の奈良モデルの考えに基づき、住民が抱える多様な困りごとや地域の実情に応じて、バラエティ豊かなサポートを提供することができる体制を県と市町村が協働・連携して構築することとしている。
- こうした中、障害のある人が抱える困りごとは、ライフステージの移行に伴い様々に変化し、学校卒業から就職への移行などのライフステージのつなぎ目で一度支援が途切れると、再び必要な支援につなげることが難しいといった課題がある。
- また、障害のある人の中には、障害があることに気づかれないまま生きづらさを抱える人がいるといった課題や、障害のある人の家族等が抱える親亡き後の不安などもある。
- このような現状を踏まえ、障害のある人やその家族等に寄り添いつながり続ける支援体制の基本的な考え方や、奈良県障害者総合支援センターなど既存の資源の活用方針を明らかにすることにより、福祉の奈良モデルの支援の仕組みを基本として、障害福祉の分野における支援のより一層の推進を図るため、本条例を制定するもの。

2. 基本的な考え方

障害のある人一人ひとりの思いの実現、障害のある人が希望する暮らし・人生の実現を目指し、障害福祉施策の推進・充実による障害のある人とその家族等を支える体制の強化に加え、困りごと・ニーズを把握し、それらを解決していくため、市町村や関係機関等と連携し、障害のある人や家族等に、生涯にわたって、寄り添いつながり続けながら包括的に支援する体制の構築を行い、もって、

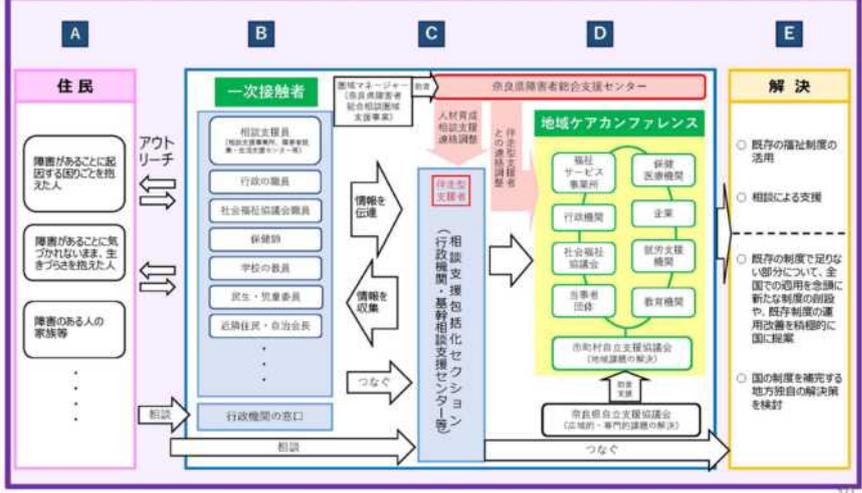
- ・ 障害のある人が、生涯にわたり、地域社会において人々と関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かに生きることができる社会
- ・ 全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会

を実現する。

<h3>3. 条例骨子</h3> <h4>総則</h4> <p>【目的】 障害のある人及びその家族等を支援する障害福祉の推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村及び関係機関等との連携及び協力について明らかにするとともに、障害福祉の推進に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害のある人が、自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう支援体制の充実を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>【基本理念】 障害福祉の推進は、障害のある人及びその家族等が抱える課題が、障害の特性及び生活環境等により種々に異なること、ライフステージに応じて変化していくことに関し、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。 一 障害のある人及びその家族等に対し、生涯にわたって、つながり続けながら、必要な支援を途切れさせないこと。 二 県、市町村及び関係機関等が緊密な連携の下、障害のある人及びその家族等に対し、その抱える課題を包括的に把握して支えること。 三 障害のある人が、自らの意思に基づき、希望する生活を選択し、地域社会の一員として他の人々と関わり合いながら、生涯にわたって安心して暮らすことができるよう、障害のある人及びその家族等を支えること。</p> <p>【県の責務】 基本理念にのっとり、市町村及び関係機関等と連携し、障害福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</p> <p>【市町村・関係機関等との連携・協力】 市町村及び関係機関等が障害福祉に関し重要な役割を有していることから、それぞれの適切な役割分担を踏まえ、連携し協力をする。</p> <p>【県民・事業者の役割】 障害のある人が希望する地域生活の実現について関心と理解を深め、県、市町村、関係機関等が実施する障害福祉の推進に協力するよう努める。</p>	<h4>基本的施策</h4> <p>【包括的かつ継続的な支援体制の充実】 ・障害のある人及びその家族等が抱える課題の解決を図るため、障害のある人及びその家族等に生涯にわたってつながり続け、状況の把握、相談、情報の提供、助立その他の支援を包括的かつ継続的に行う体制の充実 ・障害のある人及びその家族等の地域生活における支援の効果的な推進が図られるよう、県、市町村及び関係機関等との連携の強化 ・障害のある人及びその家族等に包括的、継続的に支援を行う人材の育成</p> <p>【障害及び障害のある人に関する理解の促進】 障害理解の促進</p> <p>【生活支援の充実】 福祉サービスの充実</p> <p>【生活環境の充実】 住環境の整備・移動手段の確保・バリアフリー化の推進・防犯対策・災害時の支援</p> <p>【保健医療の充実】 保健医療体制の確保・療育の充実</p> <p>【教育の充実】 特別支援教育の充実・インクルーシブ教育の推進</p> <p>【就労の促進】 一般就労・福祉的就労の支援</p> <p>【社会参加の促進】 社会参加・意思疎通支援</p> <h4>その他の措置</h4> <p>【障害福祉関連施設等の活用促進】 奈良県障害者総合支援センターなど障害福祉関連の県施設を施策の推進の拠点として活用</p> <p>【障害者計画に定める事項】 障害福祉の推進に関する施策の実施について障害者計画に規定</p> <p>【実施状況の公表】 障害者計画の実施状況について毎年公表</p> <p>【財政上の措置】 施策を実施するための財政上の措置を講ずるよう努める。</p> <h4>4. スケジュール</h4> <p>令和4年12月20日～令和5年1月18日 パブリックコメント 令和5年2月8日～令和5年3月9日 パブリックコメント結果公表 令和5年2月 議案上程 令和5年4月1日 施行</p>
---	---

障害福祉に関する支援体制

困りごとを抱える障害のある人及びその家族等に寄り添い、「伴走」する意識



奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本的施策（第七条—第十四条）

第三章 その他の措置（第十五条—第十八条）

附則

奈良県では、日本一福祉の進んだ地域を目指し、奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例（令和四年三月奈良県条例第五十二号）第七条第一項において、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図るため、包括的な支援体制の整備を促進することとしている。

こうした中、障害のある人が抱える困りごとは、障害の特性や生活環境により異なる上に、ライフステージが移行していく中で様々に変化するため、学校卒業から就職への移行などのつなぎ目で支援が途切れることがあり、再び必要な支援につなげることが難しくなるといった課題がある。

また、障害があるにも関わらず、そのことを本人や身近な人々が気づかずに生活を送ることがあるという課題や、障害のある人の親戚後の生活に対する家族等の不安などの課題もある。

このような現状を踏まえ、奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例における包括的な支援体制を基本として、障害のある人やその家族等に生涯にわたって寄り添い、支援できる体制を充実させること、及び地域における障害のある人に関する理解の促進、生活支援の充実、生活環境の充実等の各分野における障害福祉施策を推進することにより、障害のある人が、地域社会において人々と関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かな人生を歩むことができる共生社会の実現を目指すものである。

ここに、障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、障害福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人及びその家族等を支援する障害福祉の推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村及び関係機関等との連携及び協力について明らかにするとともに、障害福祉の推進に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害のある人が、自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう支援体制の充実を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

**奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける
障害福祉の推進に関する条例**

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 家族等 障害のある人の家族及び障害のある人の生活を主として支える者をいう。
- 四 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び障害福祉の推進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。

（基本理念）

第三条 障害福祉の推進は、障害のある人及びその家族等が抱える課題が、障害の特性及び生活環境等により様々に異なること、ライフステージ（就学、就労その他の個人を取り巻く環境に応じて変化するそれぞれの人生の段階をいう。）に応じて変化していくことに鑑み、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- 一 障害のある人及びその家族等に対し、生涯にわたって、つながり続けながら、必要な支援を途切れさせないこと。

- 二 県、市町村及び関係機関等が緊密な連携の下、障害のある人及びその家族等に対し、その抱える課題を包括的に把握して支えること。
- 三 障害のある人が、自らの意思に基づき、希望する生活を選択し、地域社会の一員として他の人々と関わり合いながら、生涯にわたって安心して幸せに暮らすことができるよう、障害のある人及びその家族等を支えること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村及び関係機関等と連携し、障害福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（市町村及び関係機関等との連携及び協力）

第五条 県は、市町村及び関係機関等が障害福祉に関し重要な役割を有していることに鑑み、障害福祉の推進に関する施策を実施するに当たっては、それぞれの適切な役割分担を踏まえ、連携し、及び協力するものとする。

2 県は、障害福祉の推進に関する施策の実施に必要な情報について、収集及び分析に努めるとともに、市町村及び関係機関等に対して、適切に提供するものとする。

（県民及び事業者の役割）

第六条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人が希望する地域生活の実現について関心と理解を深め、県、市町村及び関係機関等が実施する障害福祉の推進に協力するよう努めるものとする。

**奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける
障害福祉の推進に関する条例**

第二章 基本的施策

（包括的かつ継続的な支援体制の充実）

第七条 県は、障害のある人及びその家族等が抱える課題の解決を図るため、障害のある人及びその家族等に対し、生涯にわたってつながり続け、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援を包括的かつ継続的に行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県、市町村及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、障害のある人及びその家族等の地域生活における支援の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害のある人及びその家族等に対する支援を包括的かつ継続的に行う人材を育成するため、研修の実施、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害及び障害のある人に関する理解の促進）

第八条 県は、障害のある人が、地域社会の一員として他の人々と関わり合いながら、希望する地域生活を送ることができるよう、障害及び障害のある人について、県民及び事業者の関心と理解を深めるための知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活支援の充実）

第九条 県は、障害のある人が自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活環境の充実）

第十条 県は、障害のある人が自らの選択に基づき、希望する住居で生活することができるよう、住宅環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害のある人が地域において生活上の不便を受けないよう、移動手段の確保、障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害のある人が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療の充実）

第十一条 県は、障害のある人が地域において安心して生活することができるよう、医療提供体制の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害を早期に発見し、早期に治療又は療育を受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（教育の充実）

第十二条 県は、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、教育環境を整備するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育（障害のある人となない人がともに学ぶ仕組みをいう。）の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

**奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける
障害福祉の推進に関する条例**

（就労の促進）

第十三条 県は、障害のある人が希望と適性に応じて職業を選択し、自らの能力を発揮して、安心して働けることができるよう、就労の機会の創出、職場への定着の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者就労施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する施設をいう。）において、就労する障害のある人の地域生活を支えるため、当該施設からの物品及び役務の調達を推進その他工賃の水準を高めるための施策を講ずるものとする。

（社会参加の促進）

第十四条 県は、障害のある人が地域においてスポーツ活動、文化活動、余暇活動等を充実させることができるよう、社会参加の機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害のある人が情報の取得、意思の表示及び意思の疎通を円滑に行うことができるよう、障害のある人となない人の意思疎通の支援を行う者の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 その他の措置

（障害福祉関連施設の活用促進）

第十五条 県は、奈良県障害者総合支援センターその他の障害福祉に関連する県の施設を前章に定める施策を推進する拠点として活用し、効果的な運営を図るものとする。

（奈良県障害者計画に定める事項）

第十六条 知事は、この条例の趣旨を踏まえ、障害者計画（障害者基本法（昭和三十五年法律第八十四号）第十一条第二項により規定する都道府県障害者計画、障害者総合支援法第八十九条第一項により規定する都道府県障害福祉計画及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の二十二第一項により規定する都道府県障害児福祉計画をいう。以下同じ。）において、前章に定める施策に関する事項であって、当該障害者計画に必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、障害者計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、障害者計画の変更に準用する。

（実施状況の公表）

第十七条 知事は、毎年度一回、障害者計画に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

（財政上の措置）

第十八条 県は、基本理念に基づき障害福祉の推進に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

奈良条例を考える フォーラムの報告

3月23日に行われた学習会は、11団体と、全体で20名。参加者は少なかったですが、奈良県障害福祉課の森本課長、森課長補佐を講師に、条例制定の背景や、条文に込められた意味合いなどをじっくり学ぶ機会となりました。お話しいただいた内容、PPを添付しています。参加者からは・市町村格差・専門性のある人材が市町村に少ないこと。予算をつけ、有効に使うために当事者

の声をきいてほしいこと、等が実態とともに縷々発言されました。また、この条例を実効性のあるものとするために、私たち障害者団体が条例でできること、なども前向きに、色々な形で発言されました。県、市町村の障害者計画策定は大きな山場です。策定期間には、またフォーラムを開催し、各団体から実態やあまねく要望を持ち寄ることができれば、6月にはNDF総会を予定しています。簡単ですが、まずはご報告まで。※NDF小針さんのメールより



ペアレント・トレーニング @ていあー2023 春講座

白濁、言葉で子どもと関わる中で「どうしてあげたらいいの?」と悩んだら、ついつい言葉が通じず困る経験に陥ってしまうことはありませんか? ペアレント・トレーニングは、発達障害のある子どもへの関わり方を学び、お家で試したことを一緒に参加する仲間と打ちあひながら、「子育てが楽になる」となる方法を身につける保護者のためのプログラムです。最新の情報を、お持ち帰ります。

＜同時開催＞ 発達障害児保護者について
本ペアレント・トレーニングは、発達障害に關心のある児童者(保護者、教師、福祉関係者等)の関与を要し、同時開催で発達障害児保護者も円滑に。参加の機会、個人情報の守秘義務に協力頂くのみとします。本講座が空いた空席は、お持ち帰りますので、ご都合の良い申し上げます。

日時
2023年5月11日(木)～全6回
各回10:00～12:00(受付9:40～)

プログラム
事前研修に、スタッフから説明とお子様について
① 5/11(木) ペアレント・トレーニングの目的
② 5/18(木) 子どもの行動を観察しよう
③ 5/25(木) 子どもの行動を観察しよう
④ 6/1(木) 子どもの行動を観察しよう
⑤ 6/8(木) 子どもの行動を観察しよう
⑥ 6/15(木) 子どもの行動を観察しよう
⑦ 6/22(木) 子どもの行動を観察しよう
⑧ 6/29(木) 子どもの行動を観察しよう

講師(ファシリテーター)
しあさ子 氏 発達障害児支援センター 講師
式部 麗子 氏 発達障害児支援センター 講師

場所
帝塚山大学 学園前キャンパス
10 号館 30209 グループ実習室
〒631-8585 奈良市学園南3-1-3
電話 0744-32-8760
発達障害児支援センター 0744-32-8760
発達障害児支援センター 0744-32-8760

参加対象者
発達障害児の保護者
発達障害児の保護者
発達障害児の保護者

定員
6名(参加費1000円/1回)
7:00AM～
参加費1000円/1回
参加費1000円/1回

申し込み方法
下記URLもしくはQRコードを
スクリーンショットを撮り、お申し込み
の申し込み
URL: <https://forms.gle/V1JKT5>
7:00AM～
参加費1000円/1回
参加費1000円/1回

申し込み
2023年4月11日(木)まで
お申し込みください

問い合わせ
発達障害児支援センター
発達障害児支援センター
発達障害児支援センター

主催 奈良県発達障害児支援センター
共催 帝塚山大学
この日のファシリテーター

(会費) ①個人正会員 ¥6000.-

②賛助会員 個人¥3000.- 法人¥10000.-

(振込先) ①ゆうちょ銀行 口座番号: 00980-0-225697

名義: 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

②南都銀行郡山支店 口座番号: 普通預金 1068978

名義: 奈良県自閉症協会 代表者 河村舟二

☆南都銀行に振込みの方は、個人名でお願いいたします。

ウクライナの自閉症団体からの動画の紹介

日本自閉症協会今井副会長からの情報共有としてウクライナの自閉症団体からの動画の紹介がありました。※以下今井副会長からのご連絡を転送致します。加盟団体の皆さまへ、4月2日の世界自閉症啓発デーにあたり、ウクライナ/ヘルソンの親の団体”自閉症、特別な宇宙”から私たちに動画メッセージが送られてきました。(3分)

<https://youtu.be/Rtx3m3HivRQ>

日本自閉症協会は彼らを応援しています。

良かったら拡散してほしいです。まずは知る事だと思ってます。

昨年、同団体が4月2日に占領下で行ったイベントで

す。

<https://youtu.be/NogOnXuDqlw>

補足

昨年、ウクライナにおける自閉症の親たちはどうしているのかを知りたくて、当事者団体を調べたところ、全国組織は見当たりませんでした。療育などの支援組織は複数ありましたが、地域の親の組織で見つかったのがこの団体でした。自閉症の名前ですが、ダウン症など他の障害者も仲間となっています。常任理事会で議論し、日本自閉症協会としても応援することになりました。最初に占領された州であり、現在は川の北側は解放されています。子どもを守ろうとする母親の強い姿勢が私には印象的でした。 今井 / 広報担当



各省からの報告資料です。

1. 厚労省／障害児通所支援に関する検討会【報告書】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32311.html

2. 厚労省／強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会【第8回会議資料】

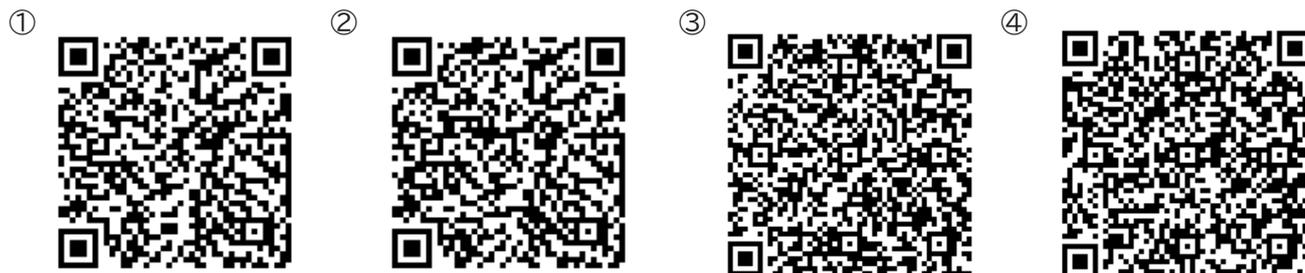
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32026.html

3. 文科省／通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告【報告】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext_00004.html

4. 国交省／移動円滑化評価会議【第9回会議資料】

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000331.html



訃報

北海道自閉症協会会長の上田マリ子様が、今日4月12日にご逝去されました。上田マリ子様には、長きにわたり自閉症協会を支えていただきました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

北海道自閉症協会様より連絡を受けましたので、みなさまへご報告申し上げます。

※日本自閉症協会の事務局

プロ野球年間シーズンシートチケット（アドバンスチケット）の配布についてのご案内

障害者関係団体 各位

障害者施策の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。昨年に引き続き、今年も障害のある人や子ども達にプロ野球を観戦していただけるよう、「京セラドーム大阪」及び「ほっともっとフィールド神戸」共通のプロ野球年間シーズンシートチケットを配布いたします。つきましては、標記チケットを希望される場合は、別添の「プロ野球観戦チケット利用の手引き」をご確認の上、別添「利用申込書」により下記申し込み先へお申し込みいただきますようお願いいたします。申し込み締め切りは、4月14日（金）です。なお、チケットの枚数には限りがありますので、希望枚数の上限は、10枚まででございます。ただし、申込み多数の場合にはご希望に添えないこともありますので予めご了承ください。よろしく願いいたします。

※奈良県自閉症協会としてチケット10枚確保しています。数枚の空きがありますので、必要な方は事務局にメールください。※メール kawafune@ares.eonet.ne.jp

会計より 「令和5年度会費納入のお願い」

春の訪れとともに日常生活の制限が少しずつ緩和されるなか、戸惑いも多い季節の変わり目を迎えようとしておりますが、皆様お元気にお過ごしでしょうか。

さて、毎年早期の会費納入に協力いただき心より感謝申し上げます。

会費は会の活動の原資です。ご承知のとおり、東京本部への送金(「いとしご」の配布・負担金など)を、年度初(4/1)の在籍会員数で前払いする規定となっております。どうぞ、上記のこと等をご賢察・ご理解頂き、ご負担をおかけいたしますが、以下の

振込先へ、5月末までの会費納入にご協力のほど、よろしくお願い致します。

(会費)

- ①個人正会員 ￥6000.-
- ②賛助会員 個人￥3000.- 法人￥10000.-

(振込先)

- ①ゆうちょ銀行 口座番号：00980-0-225697
名義：特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会
- ②南都銀行郡山支店 口座番号：普通預金 1068978
名義：奈良県自閉症協会 代表者 河村舟二

☆南都銀行に振込みの方は、個人名でお願いいたします。

ご都合の良い口座に、振り込みをお願いいたします。

*早速の会費振り込みいただいた会員の方へ、ありがとうございました。

総会のお知らせ

2023年度特定非営利活動法人奈良県自閉症協会第16回総会を開催します。先日行った役員会の意見から、今回もコロナ感染対策を踏まえ少人数により議事を進めることとし、Zoomによる総会とすることにします。

- 1, 日時 2023(令和5年)5月22日(月)
- 2, 方法 奈良県自閉症協会事務局よりZoomでの総会
- 3, 日程 13:30~
- 4, 総会議事予定
 - 1号議案 2022年度(令和4年度)活動報告
 - 2号議案 2022年度(令和4年度)会計決算報告・監査報告

Zomによる質疑応答・承認
3号議案 2023年度役員(案)の承認
4号議案 2023年度(令和5年度)事業計画(案)
Zomによる質疑応答・承認
5号議案 2023年度(令和5年度)会計予算(案)
Zomによる質疑応答・承認
正会員の皆様にはおって、総会のご案内文書を郵送し、合わせて出欠・委任状または書面表決のハガキをお送りしますので、必ず5月22日に間に合うよう返信をお願いいたします。奈良ではまだ完全にはコロナは治まっていないようです。みなさまご注意ください

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定価：100円